いばらき身障者等用駐車場利用証制度を ご存じですか？

身障者等用駐車場利用証制度って？

公共施設やショッピングセンターなどにある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者、高齢者、難病患者および妊産婦の方などの申請により利用証を発行する制度です。

平成28年4月現在、全国35府県と埼玉県の1市で取り組まれており、同様の制度を実施している府県・市町村間において利用証の相互利用が可能となっています。

発行される利用証

ルームミラーなどにかけて、車外から見えるように設置します。

身障者等用駐車場に優先的に駐車することができます。
（写真は結城市役所）

どんな方が利用できるの？

この制度を希望する方は申請が必要です。

視覚障害			4級以上
聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害		3級以上
	平衡機能障害		5級以上
肢体不自由	上肢		2級以上
	下肢		6級以上
	体幹		5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
内部障害	心臓機能障害		4級以上
	じん臓機能障害		〃
	呼吸器機能障害		〃
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		〃
	小腸機能障害		〃
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害		〃
	肝臓機能障害		〃
知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」および「Ⓐ」の方		
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方		
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上の方		
難病患者	指定難病特定医療費受給者証等を交付された方		
	小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方		
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で妊娠7カ月～産後6カ月の方		

上記のいずれかに該当し、かつ歩行が困難な方が利用できます。

申請はどうすればよいの？

身体障害者手帳や療育手帳、介護保険被保険者証、母子手帳など、体の状態がわかるものを持参のうえ、各担当窓口までお越しください。

- **障害をお持ちの方・難病の方**
  社会福祉課（市役所1階⑥番窓口）
  ☎34・0438
- **要介護1以上の方**
  介護保険課（市役所1階⑨番窓口）
  ☎34・0417
- **妊産婦の方**
  健康増進センター ☎32・7890

※代理の方が申請に来る場合は、代理の方の身分証明書を持参ください。

お願い

この制度は、身障者等用駐車場を本当に必要としている方のための制度です。障害などが無い方が「急いでいるから」、「ちょっとだけだから」という軽い気持ちで駐車をしてしまうと、本当に必要としている方が困ってしまいます。思いやりの気持ちを持って、障害などを持っている方が外出しやすくなるようご協力をお願いします。

よく見かけるこのマークとは違うの？

このマークは、「国際シンボルマーク」といって、障害のある方が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです。

個人の車に貼ることは本来の趣旨と異なり、障害のある方が乗車していることを周囲にお知らせする程度の表示になります。個人の車に貼ったとしても、駐車禁止を免れたり、障害者専用駐車場が優先的に利用できるものではありません。ご理解のうえご使用ください。

市社会福祉課 ☎34-0438